

監査公表第 1 号

令和 2 年度志摩広域消防組合定期監査結果の公表

令和 2 年 8 月 21 日

志摩広域消防組合監査委員

中島 邦彌



志摩広域消防組合監査委員

野名 亮介



地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年度

定期監査結果報告書

志摩広域消防組合監査委員

## 総評

### 1 監査の実施年月日及び監査対象箇所

定期監査実施年月日	実施対象箇所
令和2年8月11日	消防本部総務課 消防本部予防課 消防本部消防課 志摩消防署 志摩消防署磯部分署 志摩消防署南勢分署 志摩消防署浜島分署
令和2年8月12日	志摩消防署志摩分署 志摩消防署大王分署

### 2 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

### 3 監査の方法

本年度の定期監査は、主に令和元年度の事務事業の実施状況を各所属長、係員から説明を受け、組織の運営管理、契約関係等関係諸帳簿、証拠書類を調査する方法等により監査を実施した。

### 4 監査の主眼

予算及び事務事業の執行が計画的、効率的に行われているか、また、その手続きは適正か、収入と支出は効果的、経済的に行われているか、違法不当な会計処理がなされていないか、物品管理及び契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼とした。

### 5 監査の結果

消防本部及び各部署の現地監査を行い、建物、機械施設及び備品等の管理状況を点検し、台帳等諸帳簿、関係書類を厳正に検査した結果、財産管理、予算管理等の事務事業の執行については、関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されていた。

消防及び救急活動にかかる車両や機械器具は、全て住民や隊員の命に直結するものであるので、減価償却等の基準のみならず、科学的知見に基づき適切な修理更新を厳守されたい。通常、修理とは不具合や破損があってから行うものを指すのであるものの、消防や救急で使用される機器等については、点検により正常であることを確認し、次の点検まで正常に使える様に準備することを修理と理解されたい。

車両及び機械備品は、整理整頓が適切に行われて清掃も行き届いており、どの装

備も丁寧に使用されている様子が感じられた。これらの適切な運用は、結果として、機械備品等の故障を低減させ、使用年数の延長を可能にする。引き続き、適切な運用に努められたい。

特に、隊員の健康管理が求められる部署であるので、仮眠室等への冷暖房設備の設置には特段の配慮を求める。力を発揮しなければならないのは、火災や救急の現場であるので、日常の生活から健康には十二分に注意を払い出動において力を発揮できる様に留意されたい。